

県外で妊婦一般健康診査を受診する皆さま



県外の医療機関で受診する妊婦一般健康診査について

今回交付しました受診票は、長野県外の医療機関では使用できません。

県外で妊婦一般健康診査を受診される場合は、所定の妊婦健診料をお支払いいたしますので、以下のとおりお手続きをお願いします。

※未使用の受診票が残っている場合に限りです。



妊婦健診受診から助成金申請手続きの流れ

妊婦健診を受診

初回到「妊婦一般健康診査について」を医療機関へ提出

自費で健診料を支払う

領収書・明細書をとっておく(申請時に必要となります)

市役所窓口で申請

以下の書類を持参し、佐久市健康づくり推進課(各支所)で手続き

口座に入金

「交付決定・確定通知書」が届いてから概ね1か月



申請の時の持ち物

	佐久市妊婦一般健康診査県外受診助成金交付申請書(実績報告書)【様式第1号】
	佐久市妊婦一般健康診査県外受診助成金交付請求書【様式第3号】
	受診医療機関が発行した領収書と明細書の写し
	母子健康手帳「妊娠中の経過」の写し
	未使用の「妊婦一般健康診査受診票(補助券)」
	マイナンバーを確認できるもの
	来庁者の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等)
	入金する口座の通帳(請求書にご記入いただいた金融機関情報を確認するため)
	委任状(入金する口座が配偶者等の名義の場合)



留意事項

- ① 長野県で定めている妊婦健診の単価を超える健診料や妊婦さんの体調、医師の判断で行われた所定以外の検査料等は、妊婦さんの自己負担となります。
- ② 市からお支払いする健診料の対象は、母子健康手帳「妊娠中の経過」に記載のある妊婦健診です。受診した健診について、母子手帳に医療機関による記載があるかをご自身でも確認しましょう。
- ③ 申請期限：県外受診をした日から1年以内です。